

芦屋港港湾計画書

－軽易な変更－

平成26年7月

芦屋港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・昭和51年 1月 第2回福岡県地方港湾審議会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成2年10月 第8回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年11月 第28回福岡県地方港湾審議会

の議を経た芦屋港の港湾計画の轻易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1　港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	2
1　土地利用計画	2

変更理由

本港において良好な環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

周辺の緑地と一体的な土地利用を図り、快適な港湾空間を創出するため、次のとおりに変更する。

[港湾環境整備施設計画]

芦屋地区 緑地 10ha [既定計画の変更計画]

既定計画
芦屋地区 緑地 10ha

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、土地の有効活用を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	ふ頭用地	交通機能 用地	緑地	計
芦屋地区	(10) 10	(1) 1	(10) 10	(22) 22

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。